

序 章

国際労働移動の実態とその分析

はじめに

国際労働移動は近代国家が成立して以来行われてきたものであり、第2次大戦前は移民として研究の対象とされていた。⁽¹⁾ 移民は、移出民と移入民の両方を含むことは、国際労働移動が労働移出と移入の両方を含むことと同じである。ただし移出民は移住、移入民は来住とされていたから、移民は恒久的なものであって、一時的なものは対象外であったと思われる。国際労働移動のタームには一時的と恒久的の両方を含ませることができる。労働者が出て行く国は労働移出国、労働者が入ってくる国は労働移入国であるが、送り出し国と受け入れ国という語も使われている。ただし送り出しというと、関係政府が政策としてその国の国民を国外に送っているという印象を与えるし、事実そういう場合もあるが、実際には自発的に人びとが出て行く場合が多いので、日本の官庁では送り出し国という語を使わないこともある。また国内、国際移動を問わず、一時的な労働移動を表わすのに、外国語にはないが、日本語には出稼ぎという語がある。

移民ないし国際労働移動の要因には、経済的なものその他に、政治的、社会的、宗教的なものがあり、多くの場合にこれらは総合的に作用しているのであって、そのどれが最も強く働くかは、個々のケースに依存する。政治的要因によって国外に出る者は、難民と呼ばれる。本書での対象は経済的な要因

による国際労働移動である。この問題の分析については、2つの視点が考えられるであろう。第1は各国の経済発展段階の差を考慮した歴史的ないし長期的視点であり、前記の移民論や、国際労働移動を資本主義の世界的発展に對応する労働供給システムの一形態として把握しようとするものも、これに含まれる。第2は国際経済学の理論的視点である。後者については終章でも扱われているので、この章では第3節で簡単に紹介するにとどめる。

第1節 特定商品生産拠点への労働移動

1. 輸出経済形成期の労働移動

移民ないし国際労働移動は、各国の経済ないし生産力の発展段階に対応する、經濟的必然性が歴史的に説明される。たとえばイギリスで農業革命がまず起こり、産業革命を経て都市に工業が発展し、農村から都市へ労働が移動したのが資本主義発達の古典的な経路であるが、この場合の労働移動は国内的であった。しかしながらアメリカやカナダのような新開国では、労働の需要に対して国内の供給が不足したので、多くの労働が外国から供給された。とくに一次産品の場合には土地ないし資源が重要な生産要素であって、生産に適した土地や資源を移動させることはできないので、それに組み合わされる必要な資本、労働、技術は外国から移動してくることが多かった。カナダのハドソン湾のビーバーを原材料とする毛皮産業がその例である。

帝国主義時代に、植民地に帝国主義諸国からの需要の出現に応じて、輸出用の一次産品の生産が開始されたときに、当初はその周辺の労働力が生産に投入されるが、それだけでは不足するようになると、その植民地外から労働力が供給された。西アフリカのゴールド・コースト（現ガーナ）の熱帯雨林にココア生産が拡大した時代には、北方のオート・ヴォルタ（現ブルキナ・ファソ）から多くの人びとが来たし、北ローデシア（現ザンビア）の銅鉱山には、

ニヤサランド（現マラウイ）から労働力が供給された。

アジアにおいても19世紀後半に、ビルマ（現ミャンマー）のイラワジ（現エーヤワディー）川のデルタ地域およびインドに近接するアラカン地帯に国内および輸出用の米作が開始され、これがアメリカの南北戦争（1861～65年）により、カロライナ州からイギリスへの米の供給が断たれたこと、スエズ運河の開通（1869年）によるイギリスとビルマ間の貿易距離の3000マイルの短縮、汽船の技術的改良による運賃の低下等を契機として、ビルマ米に対する海外からの需要が飛躍的に上昇し、それに応じて米の作付け面積が増大した。労働力については、まず農村内部の農家内家族労働が動員され、それが不足するようになると、外部からの労働者が雇用されるようになった。初期すなわち1860年ごろまでは上ビルマ（Upper Burma）から農民が移住し、それ以降はインド人が労働者としてベンガル湾を渡ってビルマにやってきた。これにはビルマ側に需要が出現したことに加えて、イギリス政府が、インドの最も人口過密で、貧困なマドラスとベンガルから、とくに飢饉の際に人びとがビルマに移動することを奨励し、補助金を与えたこともある。しかし後には、インドとビルマ間の賃金格差によって、補助金なしでも、インド人は自発的にビルマに移動するようになった。それらインド人労働移動の特徴は、彼らが単身であり、⁽³⁾移動が季節的であったことである。

マラヤのすずは9世紀以来産出されてきたが、その大規模な採鉱は、1848年にラルートで鉱床が発見され、中国人採鉱夫たちがそこに流入してきたことに始まる。1880年代の中頃には、キンタ渓谷がすず産業の中心地として出現し、中国人採鉱夫たちはラルートからキンタへと大規模に移動してきた。19世紀末までは、すず産業のはほとんどは中国人所有かつ経営のものであった。初期の資本はイギリス支配下の海峡植民地の中国人商人社会から調達され、その労働力は中国から直接に徴集された。初期には、年季奉公契約制度（indenture system）のもとに人びとは移入してきた。渡航費は雇用主が支払ったので、移民は労働したのち、これを返済しなければならなかった。後にはこの年季奉公の借金を完済した人たちや、自己資金で中国からやってき

た人たちの集団から、必要な労働者が徵集されるようになった。その後にマラヤのすず産業に進出してきたヨーロッパ系企業は、資本集約的技術すなわちドレッシング式採鉱によって中国企業と対抗した。⁽⁴⁾

マラヤのすずに次ぐ重要な産業はゴム栽培である。ゴムは南アメリカのアマゾン川流域が原産地といわれる樹木作物であって、イギリスが苦心の末、19世紀末にマラヤに移植することに成功したものである。ゴム栽培に必要な労働力需要は、南インドのタミル人の大規模な移入によって充たされた。政府は、この移民に補助金を与えて奨励した。⁽⁵⁾

1913年にマレー連邦諸州政府は油やし（オイル・パーム）の実験的栽培を行った。1960年代後半に、やし油・核はマレーシアの重要な輸出品となった。⁽⁶⁾ パーム栽培についての労働力の調達の事情は、ゴムと類似している。セイロン（現スリランカ）の茶の栽培の労働者に南インドのタミル人が多いのも同様な例として挙げることができる。

このような型の近隣諸国からの労働移動は、今日の発展途上国が植民地時代に、輸出経済構造を急速に形成させた要因である。その労働者の移入が季節的ないし短期的ならば、受け入れ国への社会的影響は少ないが、定着するか、定着しなくともフローでは移出入を繰り返しているが、一定数がストックとしてつねに滞留している場合には、社会的問題を生じさせる。マレーシアは、前記のようにパーム生産と、さらに石油精製を輸出品に加えることによって、植民地時代の遺産である輸出経済構造からの脱却に成功したとみることもできる。⁽⁷⁾ しかしながらマレーシア国民を構成する要素として、マレー人のほかに、中国人とインド人は無視できない存在であり、これがマレーシア政府にとって社会的、文化的、宗教的および政治的問題となっていることは否めない。同様にスリランカ内のタミル人も現在問題になっている。

この型の労働移動は、従属理論の視点からは、中心部資本主義の植民地開発に伴う、《周辺》のある地域から他の地域への労働力移転として特徴づけられる。⁽⁸⁾ それならば、これはすでに過去のものである。ところが植民地開発に伴わない周辺部内労働力移動が最近になって大規模に起こった。それが中

東産油国への労働移動である。

2. 中東産油国への労働移動

中東産油国は、石油の輸出によって国家の収入が飛躍的に増加したので、インフラストラクチャその他に大規模な投資を開始した。サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦のような人口の少ない国はもとより、たとえ人口が多くても、その国民が労働に従事する必要がなく、あるいは従事することを好まないならば、相対的な賃金の高さによって、国外から労働者が移入してくる。初期すなわち1970年代中頃までは、産油国の近隣のアラブ諸国から労働者は移入してきた。ところが1975年頃からの石油ブームにより、労働力需要が増大したことに加えて、政治的に管理しやすいという要因もあって、⁽⁹⁾ アジア人労働者の移入が激増した。⁽¹⁰⁾ 1985年に中東産油国内のアジア人労働者の数は、300万人を下らないと推計され、また別の資料によると、1975年にアラブ地域内のアジア人労働者のストックは36万人、その主体はパキスタン人とインド人であった。1985年までには、そのストックは350万人以上にのぼり、その内訳は南アジアから220万人、東南アジアから130万人と推計されている。1975年以降年間約110万人の中東への労働移入があったが、1984年以降、中東で全外国人労働者の約3分の1を雇用していた建設プロジェクトが完了したことと、オイル・グラットによって、アジアから中東への労働者の流れは減少し、1983年から湾岸戦争までの労働者の移動は、年間80万人と推計されている。主要供給国はパキスタンとインドからバングラデシュとスリランカへシフトした。1985年以降中東産油国の労働需要は減少したが、それでもなおアジアの人びとにとって、中東への出稼ぎは大きな収入源である。⁽¹¹⁾ 中東の労働需要構造は建設業からサービス産業へとシフトし、最大の労働供給国はフィリピンとなり、続いてはインド、タイ、パキスタンである。しかしながら、主としてサービス労働に対する需要の増大に応じて、バングラデシュ、インドネシアおよびスリランカが移出国として重要となっ

てきた。韓国からの労働者の中東への移動が減少した理由は、中東内の労働需要の減少に加えて、韓国経済が労働不足型経済に移行しつつあることによるものであろう。

中東産油国への労働移動は、かつてのカナダやアメリカのような新開国および植民地の先進国市場向け一次産品の生産拡張期の労働移動に類似しているのであるが、産油国の場合には、労働と技術が希少で、これらを輸入する必要はあっても、石油収入により資金を輸入する必要はない点、および労働の需要先が公共部門の投資による建設と家事労働等のサービス業である点が異なっている。しかしながら労働を移出する側にとっては、移動の要因が賃金格差という経済的要因であるので、移動に要する費用等を考慮に入れたうえで、中東よりも高い賃金を稼得することのできる移動先が出てくれれば、そちらに移動先をシフトする。これにはまた労働移出国の経済発展による、国内労働市場の変化が大きく作用する。

第2節 移動の要因と実態の変化

一般に経済が発展する過程で工業部門の労働需要が増大する。発展の初期段階において、アーサー・ルイス流の無制限の労働供給が得られ、賃金は一定に保たれるが、これが尽きれば賃金は上昇し始める。このときに外国から労働者が入ってくれば、いぜんとして無制限の労働供給を得られるが、事实上は移動費に加えて法律的にも移入は制約を受ける。この制約が大きければ、要素賦存量の変化により、要素報酬比率が変化し、それに応じて資本集約的、さらに技術集約的、さらにハイテク集約的技術が採用されるようになる。日本はまさにこの例である。ルイス流の一国の経済が労働過剰から不足への転回点特定化の基準を、転回点以前では賃金=その社会に慣行として成立している生存水準>労働の限界生産力、それ以後は賃金=労働の限界生産力ということに求めると、農業における賃金と労働限界生産力の比較が、そ

の最も重要な基準となる。この基準によって日本経済を分析すると、その転回点は1960年を中心とする数年間にあることになる。⁽¹²⁾ それ以降日本経済は完全に労働不足型に移行し、近年においては、いわゆる3Kすなわち危険、汚い、きつい作業に従事する労働者は著しく不足する状態になった。日本では法務省が外国人の入国および在留を、労働省が労働者の保護を所管しているのであるが、そのいずれもが外国人不熟練労働者の入国を認めていない。それにもかかわらず外国人不熟練労働者の入国および不法就労が激増しているのである。

東および東南アジアないし西太平洋地域の動態は、ラテンアメリカやサハラ以南アフリカの定常ないし停滞に比較して顕著な特徴である。かつて建設労働者を送り出していた韓国は、いまや労働受け入れ国に転じた。台湾も韓国と同様な状態になっている。この2国は日本と並び、東南アジアへの最大の直接投資国であって、今では韓国は投資先の事業の不熟練労働者を自国以外から徴集している。香港も労働不足経済であって、製造業のハイテク化に伴い、外国人の雇用は減少傾向にあるが、家事労働者はいぜんとしてフィリピンから来ている。他方カナダ、オーストラリアおよびアメリカへの頭脳流出が続いている。⁽¹³⁾ シンガポールでは、製造業の労働者はマレーシアのジョホールバルより通勤し、家事労働者はフィリピンより供給されている。これに対してマレーシアでは農業部門と工業部門ともに成長が急速であって、前者から後者とくに新しい輸出加工地区へ大量の人びとが移動した。プランテーション内の第2世代の移入民が、そこで日給よりも、都市の製造業内の安定した月給のほうが魅力的なので、そちらへ移動する。その結果、農業部門内の労働力不足は外国からの移入労働者によって埋められる。都市内のサービス部門の街商や家事労働は、もはやマレーシア人にとって魅力的でなくなったので、この部門にも外国人労働者が雇用されるようになった。他方でマレーシアの熟練労働者は、前述のように一般的に賃金の高いシンガポールに働きに行く。1985年初期に、9万人のマレーシア人労働者がシンガポールにいたと推計されている。⁽¹⁴⁾ また賃金が3倍以上高い台湾には3万人、さら

に高い日本には1万人のマレーシア人労働者がいた。⁽¹⁵⁾

アジアの国際労働移動の状況には、主として輸出用一次産品生産のための季節的移動という伝統的な型も残存している。その例としては、インドとネパール間、インドのマドラスとスリランカ間の労働移動を挙げることができる。前述のマレーシアのプランテーションへの労働移動も、この型の延長とみなされる。中東産油国への労働移動は、第2次大戦後の新しい現象である。この労働移動には季節性はないが、1年ないし2年というような短期の契約によっているので、移動した労働者が定着する可能性は少ない。この移動の規模は石油価格の動向に左右されるが、その長期的趨勢と、産油国的人口規模と、その国民の不熟練労働に従事することを好まない性向から、外国人労働者の交代はあっても、一定量がストックとして滞留すると思われる。

これに対して、国の経済発展段階に基づく賃金格差による国際労働移動の様相は、東および東南アジア諸国の動態に応じて、急速に変化しつつある。マレーシアのように、労働者を送り出していると同時に、受け入れている国もあるが、一般的に、かつては労働者を送り出していた韓国はいまや労働受け入れ国となり、香港、台湾、シンガポールも受け入れ国である。ブルネイが労働受け入れ国である理由は、人口希少な産油国ということにあり、中東産油国と同じ型の移動であって例外である。日本の賃金水準はアジア地域内にあっては圧倒的に高いので、潜在的には最大の労働移入国であろう。

他方で、アジアの労働移出国として大きなものは、南アジアではパキスタン、バングラデシュ、スリランカ、それにアジアに含めるとすればイラン、東南アジアではタイ、インドネシアおよびフィリピンである。ただしタイは経済発展の急速な可能性があるので、その労働移出の状況は今後変わるかもしれない。一般的に外国人労働者の入国と就労は、程度の差はあってもなんらかの規制を受けている。したがって移動は合法的ばかりではなく、かなりの量が非合法的にも行われているので、それがその量的把握を困難にしている。労働移出国政府によっては、パキスタンの1979年の移民法のように、移出を促進し、管理・統制し、移出民の利益と厚生を守るという目的を明確に

打ち出している場合もある。⁽¹⁶⁾したがって経済事情の変化だけではなく、法律が変われば労働移動の規模もそれに応じて変化する。

国際労働移動による利益と損失は、移出国と移入国に別けて分析するのが適当であろう。まず移出国から始めよう。この際にも移出労働者個人の視点と、国の視点を区別する必要がある。人びとが強制的に移動させられる場合を除き、利益が期待されるからこそ、個人は移動するはずである。とくに経済的な要因が支配的な移動では、国外で労働することによって得られる所得が、移動によって蒙る諸種の費用を差し引いても、国内にいるよりも、より大きな所得を期待できるから移出するのである。したがって、期待が実現される限り、移動は個人およびその家計にとって利益となるはずである。パキスタンでは、西ヨーロッパ諸国と同様に中東への移出も、経済的利益が目に見えるので、移出民は成功者または幸運な人とみられている。フィリピンでは、先進国への恒久的移出は賞賛されるが、契約労働者の休暇または契約終了による帰国は歓迎されるにしても、条件が恒久的でないことと給料が低いことによって、成功した移出としての高い評価は受けていない。⁽¹⁷⁾外国に出かけるには相当な費用がかかるから、出稼ぎ者は最貧層からは出てこないことが指摘されている。⁽¹⁸⁾また西アフリカのガーナの農村一都市間の移動についての調査は、やはり平均より上の経済的水準にある者のはうが移動すること、また就学したことのある者、英語を話せる者のはうが移動することを示している。⁽¹⁹⁾移動費の全額前借りの制度が整備されていなければ、理論的にも上記のようになるであろう。国が移動を奨励する政策をとっている場合には、移動に補助金が出ることもある。移動費が雇用主負担というケースもあり得る。

労働移動が移動先の知人、友人、兄弟等を頼って行われる場合もある。移動先の国にこのような特別な関係がなければ、政府機関たとえば労働省の斡旋、または民間の斡旋業者いわゆるエージェントを通すことになる。後者はもちろん手数料をとるが、その額が予め正確に提示されていれば、人びとはそれを計算したうえで移動するか否かを決定するであろうから問題はない。ところが往々にして民間斡旋業者は、先方の労働許可がおりていないのに人

を送り出したりして、詐欺にかけるという問題を起こすのである。たとえばスリランカの女性たちが、日本でコンピューターの研修ということで徴集され、入国したのちに、容姿のよい者は花嫁に、そうでない者は不熟練労働者として割り当たられた、という事件が生じたことがある。この点、韓国の場合には、移出労働者は自国の企業に雇用されるので、トラブルはないことが指摘されている。

日本のように、賃金も出身国の10倍くらい高いが、物価もきわめて高い国で、出稼ぎに来た者が日本人並みの生活をすれば、もともこもないから、彼らはせいぜい僕約して貯蓄し、故郷に送金するか、帰国際に携行するか、あるいは商品を購入して持ち帰る。政府が送金を義務づけている場合もあるし、外貨送金、通貨の両替、商品の免税等の便宜を図っている場合もある。

移出者が移出前に失業ないし偽装失業の状態にあった場合を除いて、たとえば彼が農民だった場合に、彼の去った後にその農家の生産が低下するか、という問題は、労働移動の研究の古くからの対象である。個々の事例によって結論は異なるが、現在のアジアの労働移動については、送金によって労働者を雇用するか、あるいは残存家族員の労働時間を延長することにより、生産を減少させなくてもすむはずである。女子学生や主婦が家事労働者として移動する場合は、勉学や家庭生活に犠牲を伴うが、これは費用として予め計算するはずのものである。

移動先の労働条件、気候条件等が出身国よりも厳しいこともあり、また社会的条件、文化的差異によって移動者が苦労することもある。湾岸の産油国の気候条件と社会的環境は、韓国人にとってはパキスタン人にとってよりも、はるかに苛酷であったのは当然である。逆に日本に来たイスラム圏たとえばイランからの労働者は豚肉が食べられないで、食生活はもっぱらハンバーグとピザとイラン製の缶詰めに依存することになってしまう。⁽²⁰⁾ただし、これらの移出先で蒙る費用も予期したとおりであったならば、それにもかかわらず出国したのであるから、労働移動のネットの利益がマイナスになることはない。

移動者が帰国したときに、彼が農村出身ならば、農業に復帰することに問題はないであろう。しかし移動者が工場労働者であった場合、彼が元の工場に復帰できるか否かは、問題があるかもしれない。農村から、移動費をまかなうために、畑を売って出かけた者が、帰村してみたら妻が外国の夫からの送金を浪費し、そのうえ愛人と逃亡していたという悲惨な事例もないわけではない。⁽²¹⁾

国民経済の視点から、労働移動の移出国に与える利益（ベネフィット）と損失（コスト）をみよう。移動労働者が失業していた場合には、移出は国民生産の減少にはならない。むしろ失業手当が不要になるだけ政府の財政状態は改善される。移出労働者の主体が不熟練労働者であり、大量に出国すれば、そして労働市場が分断されていれば、まず不熟練労働者が不足し、その賃金が上昇傾向をとり、さらに他の市場へもその効果は波及するはずである。熟練労働者の不足は、資本集約的技術の採用を誘発するかもしれないが、マレーシアのように、外国人労働者が流入するかもしれない。また国際間の賃金格差が十分縮小すれば、労働者は帰ってくるはずである。失業の存在は政府にとって重大な問題であるから、かつての移民論にとって、⁽²²⁾ 移出民が失業を救済する効果があるか否かは、研究の重要な対象であった。しかし今日の労働移出国政府にとって、移出労働者の送金のほうが、はるかに重要な関心の対象である。たとえばパキスタンでは、ピークの1982/83年度の送金額は、GNP（要素費用）の99%，輸出（f. o. b.）の112.3%，輸入（f. o. b.）の50.0%，⁽²³⁾ 貿易収支の96.5%を占めた。

移出民が出身国の居住者とすれば、彼らが国外より送金すれば経常収支の受取にまず記帳され、預金すれば資本収支の資産の増加にまず記帳される。移出民が帰国時に外貨を、移出先ないし出身国のヤミ市場で換金すれば、統計からは漏れるが、実質的な効果は同じである。移出民が移出先で購入した耐久消費財や金を携行して帰国すれば、やはり統計からは漏れるが、国の富が増加したことになる。日本にやって来た外国人労働者が帰国に際して、中古車を購入して持ち帰ることも多い。その結果、発展途上国で日本の自動車

教習所や運送会社の名が車体に書かれている車が目撃されることがある。車体の日本文字が消されていない理由は、それが品質の優秀を証明するからである。携行商品がたとえ消費財であっても、それが生活を豊かにするなら、国民経済にプラスに作用することは間違いない。

送金の使途は、政府にとって最大の関心事である。それが政府の管理できる外貨収入に入れば、国民経済に必要な財の輸入にも、また累積債務の軽減のためにも利用することができる。アジアの非産油国から中東産油国への労働移動は、労働を輸出して石油を輸入したとも解釈できる。1976～84年間のESCAPの労働移出6カ国、韓国、フィリピン、インド、パキスタン、バングラデシュおよびスリランカの送金総額は、61億5000万ドルという巨額なものであった。⁽²⁴⁾ 個々の移出労働者の送金の帰国後の使途は、土地の購入、家の建築、社会的儀式のような誇示的ないし非生産的消費に向けられることが多く、⁽²⁵⁾ これらは個人の威信の向上には役立つであろうが、国民経済に対する効果は小さいであろう。帰国労働者が国外で習得した技術を持って帰れば、それは国の利益となる。労働の移出は、その国の経済発展段階の低さの結果であって、逆に労働を送り出すことによって、その国の経済発展が起動する可能性は小さい。

次に移入国についてみよう。労働受け入れ国内の、労働力不足に直面している業界の企業は、外国人労働者を歓迎するのは当然である。オートメーション化の困難な建設、運輸、サービス部門および中小企業の外国人労働者に対する需要は増大するものと思われる。住み込みの家事労働者の雇用はほとんど不可能となっている日本では、規制と一般家庭の主婦が外国人を使いなれていないことによって、現在のところ外国人の家庭を除いて、外国人メイドの数は少ないであろう。しかし規制が緩和されれば、香港、台湾、シンガポールのように、日本にも家事労働者としてフィリピン人女性が進出してくるかもしれない。

国民経済の視点からみると、まず労働省のような国家機関および労働組合は、賃金水準を下げること、および受け入れ国の国民の職場を奪う、あるいは

は組合活動の障害になる、というような理由で外国人労働者の受け入れに反対の立場を取りがちである。しかしながら、かつてアメリカの移民制限論者が、東および南ヨーロッパと東洋からの移民はアメリカの労働者の職業を奪ってこれにとて代わった、として非難したが、アメリカ人不熟練労働者が熟練労働者に、熟練労働者がさらに上位の階級に順次に昇進するために、その補充として移民が来たのであった。したがって移民はアメリカ人労働者⁽²⁶⁾の失業の原因ではなく、向上の原因であった。

国が外国人労働者の移入に反対する理由として、それが生じさせるかもしれない社会的摩擦がある。言語、習慣、文化等の差異により、移入民が摩擦を起こす可能性は確かに存在する。それを防ぐためには、受け入れ国側に多少のコストがかかるであろう。労働者の移入は、受け入れ国にとって経済的利益になるが、社会的にはコストになる。とくに移入労働者が定着する場合には、彼らが同化するのか、それとも彼ら独自のコミュニティをつくり、彼らの居住地区を作るのか、によって問題も異なってくる。外国から多数の労働者が流入すれば、町は汚れるかもしれないが、その汚れた町を清掃する労働者のほとんどはアラブ系の人たちである、というのが、1970年代後半にパリに居住していた筆者の感想である。

第2次世界大戦後1950年以降の経済成長の時代に、西ドイツやフランスは大量の外国人労働者を受け入れ、それが無制限の労働供給の役割を果たしたのにくらべて、イギリスとベルギーは労働供給の大きな増加がなかったので⁽²⁷⁾成長がおそかった、という指摘がある。景気がよくて労働者が不足しているときは、外国人労働者は歓迎されるが、不況になると真っ先に解雇されるのは彼らである。1969年11月3日に1年契約でモロッコから単身でフランスに来て、ロレーヌの製鉄業ユジノール社に電気関係の一般工(OS2)として就職した42歳の男性労働者がいた。1970年11月3日の契約更新の際、彼は3年間有効で更新可能な滞在許可証を獲得した。彼は家族を呼び寄せ、1971年9月12日に家族は現地に到着、彼は翌日地区警察署に出頭して、家族は3ヶ月有効の一時的滞在許可証を得た。ところが2ヶ月半過ぎて、彼は警察署に呼

び出され、彼の妻と子供たちは観光者と記されている一時的滞在許可証を所持しており、これは更新できないから、12月11日までにフランス領土内から退去しなければならない、と言われた。彼は予め家族を呼び寄せる意思があることを当局に伝えなければならなかった、というのである。しかし彼が家族と暮らすことを拒否された真の理由は、ロレーヌの経済的不況ではないか。彼がロレーヌに到着したときは好況時だったので、雇用主に諸手を挙げて歓迎されたのだが、事態は変わったのである。不況による最初の犠牲者は移入民である。⁽²⁸⁾ 国の政策も滞在許可証、居住証明書、労働許可証の発行・更新、家族の呼び寄せ等を制限することによって、企業の応援をしていることになる。1985年12月以降、居住証明書更新の期間が一律10年であることが確認されたので、現在ではフランスに定住する外国人は、出身国の別なく10年の滞在許可をもち、これを自動的に更新することができる。しかし一時滞在許可証をもつ者は、1年ごとに更新しなければならない。パリで滞在許可証をとるためにには警視庁に行かなければならないが、少なくとも1976～78年当時は、事務が非効率的で、外国人のフランスに対する印象がそれだけ悪くなる、とフランス人自身が心配していた。他方で、西ドイツの労働力不足を埋めていたトルコ人に対して、労働需要が減少したとき、西ドイツ政府はトルコ人の帰国に補助金を与えてこれを奨励した。

第3節 國際經濟理論による分析

國際貿易理論は、商品は國際間を自由に移動するが、生産要素はまったく移動しないという仮定のもとに出発している。しかし商品の貿易が自由に行われれば、貿易国間では要素報酬率が相対的にも絶対的にも均等化するという定理がある。ところがこの定理が成立するためには、かなり厳しい仮定が必要であって、現実の世界ではこれらの仮定は充たされていないから、要素報酬率は均等化していない。そこでたとえば國際資本移動の理論が出てくる

ことになり、国際労働移動理論もその応用として可能である。

2国間で要素賦存量の差異により、労働の限界生産力したがって賃金率に差があるとき、国際間の労働移動の障害を撤廃すれば、労働という生産要素はその所有者から切り離すことができないので、移動費等を無視すれば、限界生産力が均等化する点まで労働者が、低い国から高い国に移動する。これにより資源の最適配分が達成されるから、国際的労働移動は世界にとって利益となることは明らかである。

このような基本的考え方のもとに、現実の労働移動の問題への様々な理論的接近が試みられている。たとえば労働の限界生産力の遞減を仮定した2国間の単純なモデルでは、移動労働者がその賃金の全額を送金すれば、労働移出国と移入国両方の国民所得は増加し、もし全額を送金しなければ、移入国の国民所得は増加し、移出国のそれは減少する。ただしこれは国民所得であって、1人当たり所得ないし生活水準の話ではない。1人当たり所得を国民所得を労働者の数で除した値で測ることにすれば、移動は両国の国民所得の合計を増加させ、他方で労働者の合計は一定であるから、両国の合計の平均1人当たり国民所得は必ず増加する。移出民を移出国からみて非居住者とすれば、彼が送金しなくとも移出国の1人当たり所得は増加し、移入国の1人当たり所得は減少する。

労働不足国が外国人労働者を受け入れる代わりに、労働豊富国に資本を輸出してそこで生産を行うこと、あるいは労働を輸入する代わりに労働集約財を輸入することの是非についての設問もなされている。資本豊富国と労働豊富国が存在し、両生産要素の国際移動が自由であれば、資本豊富国は資本を輸出するより、労働を輸入するほうが有利、労働豊富国は資本を輸入するより、労働を輸出するほうが有利という命題が証明されている。⁽³⁰⁾また簡単な2財2生産要素モデルを使って、各消費の均衡点の経済的厚生を比較すると、労働輸入の場合が1位、労働集約財の輸入の場合が2位、自給自足の場合が3位、資本輸出の場合が4位になることを示すことができる。⁽³¹⁾外国人労働者が労働集約輸出財生産に使用され、その生産を増加した場合に、交易条件が

低下する可能性もある。

資本と労働の2生産要素、輸出可能財、輸入可能財および非貿易財の3財モデルで、資本集約度は、輸出可能財より非貿易財に向かって低くなること、外国人労働者は非貿易財部門だけに入ること、短期では生産要素は部門間を移動しないこと、輸入財である労働集約財に対する輸入制限（関税）によって、その財の生産に集約的に用いられている生産要素すなわち労働の価格が押し上げられていること、外国人労働者は自国民労働者と同様に、その押し上げられた限界生産力に等しい賃金を支払われること、外国人労働者はその所得の全額を送金すること、の仮定のもとでは、外国人労働の受け入れは、受け入れ国の国民所得を低下させる。⁽³²⁾またその社会的効用も低下し、消費者は損害を蒙る。非貿易財部門の賃金は低下するので、その部門の自国民労働者の所得は減少する。短期では、仮定により、他の部門の賃金は変化しない。短期では、非貿易財部門の資本に対する要素報酬率も低下するので、資本家も損失を受ける。輸入は減少する。中期ではすべての生産部門において、労働投入量が増加する。しかし貿易財の消費は減少する。賃金率はすべての部門で低下し、自国の労働者の所得は減少する。労働の部門間移動によって要素配分が改善される結果、資本家の所得は増加する。消費者は損失を受けるが、その程度は短期の場合よりも小さい。輸入は短期と同じく減少する。長期では財の価格および要素価格は外国人労働者移入前の水準に戻る。また労働集約財である輸入可能財の生産が増加する。国民所得は短期、中期と同じく減少する。社会的効用も低下する。輸入は減少する。

このような結果は、諸仮定に存在している。とくに国民所得が減少するのは、貿易制限により労働の限界生産力が押し上げられている状態で外国人労働者を合法的に受け入れ、自國労働者と同水準の賃金を支払い、外国人はその所得の全額を送金するという仮定が効いていると思われる。全額を送金してしまえば、生活することができなくなるから、実際には相当部分がそこで消費され、その分受け入れ国の所得の減少は少ないはずである。

不法労働者の移入については、受け入れ国はすべての外国人労働者に対し

て、禁止の入国規制を行っているが、規制が不完全なため幾らかの労働者が入国してくる。したがって外国人労働者はすべて不法就労者である。政府の入国規制政策は支出の大きさによって表わされ、この効果は遞減する。外国人労働者の入国確率（入国実現量／入国希望量）が規制支出の凹状の減少関数とする。以上のような仮定のもとで1国モデルを作つて分析した結果、受け入れ国の社会的厚生を最大にする一定の外国人労働者の正の入国量が存在すること、それを不法就労者によって実現するほうが、一定の入国枠による合法的就労者によって実現するよりも、受け入れ国にとって有利なことが判明⁽³³⁾した。

第4節 日本の政策

日本の政策は、第12章で記述されているように、不熟練労働（単純労働）に従事することを目的として在留しようとする外国人の入国を原則的に禁止している。日本の労働関係法令は、国籍による差別を明文で禁止している。また労働関係法令は、不法就労であると否とを問わず適用されるのが原則として確認されているが、出入国管理および難民認定法違反に当たると思われる事実が認められた場合には、入管当局にその旨情報提供することとされているから、不法就労者がたとえば賃金不払いにあって、これを労働省に訴えれば、国外退去につながる可能性がある。⁽³⁴⁾

日本の企業等で大きな需要があるのは建設業、サービス業、中小企業等の不熟練労働であり、またアジアには豊富な不熟練労働供給源が存在する。したがって規制の網を潜つて入国した外国人が不法に就労しているのが現状である。彼らは不法であるために、様々な不利益を蒙っている。経済法則に逆らつて法的規制を強化すれば、その費用がますます増加する。国際協力の時代に、外国人不熟練労働者の入国を一切許可しないという政策をとり続けることはできないであろう。移出国と移入国双方が、外国人労働者の国際移動

と移動後の適正な保護について合議し、協力することが望ましいと思われる。

〔注〕――

- (1) 矢内原忠雄「移民の必然性と効果」(『矢内原忠雄全集』4巻, 岩波書店, 1963年) 120~140ページ。
- (2) 森田桐郎「総論——資本主義の世界的展開と国際労働力移動」(森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会, 1987年) 37ページ。
- (3) 『ビルマの経済開発』(調査研究報告双書・第14集) アジア経済研究所, 1961年, 第1部第6章/Christian, John LeRoy, *Modern Burma—A Survey of its Political and Economic Development*, ニューヨーク, Institute of Pacific Relations, 1942年, 7章(日本外政協会太平洋問題調査部訳『現代ビルマの全貌』同盟通信社, 1943年) /Cheng, Siok-Hwa, *The Rice Industry of Burma 1852-1940*, クアラルンプール・シンガポール, University of Malaya Press, 1968年, 5章を参照。
- (4) Thoburn, John T., *Primary Commodity Exports and Economic Development : Theory, Evidence and a Study of Malaysia*, サセックス, John Wiley & Sons, クアラルンプール・シンガポール, University of Malaya Press, 1968年, 58~61ページ, 4.2.1(石井栄一・入江成雄・斎藤優・長谷川幸生訳『一次産品輸出と経済発展——理論, 実証およびマレーシアに関する一研究』多賀出版, 1984年)
- (5) 同上書, 4.2.2。
- (6) 同上書, 6.5.1。
- (7) Wai, Tan Tat, "Management of Resource-Based Growth in Different Factor Endowment Conditions," Miguel Urrutia ; Setuko Yukawa 編, *Economic Development Policies in Resource-Rich Countries*, 東京, The United Nations University, 1988年, 112~127ページ。
- (8) 森田, 前掲論文, 1~54ページを参照。
- (9) Gunatilleke, Godfrey, "Introduction," Godfrey Gunatilleke 編, *Migration of Asian Workers to the Arab World*, 東京, The United Nations University, 1988年, 3~4ページ。
- (10) United Nations, Economic and Social Commission for Asia and Pacific (ESCAP), *International Labour Migration and Remittance between the Developing ESCAP Countries and the Middle East : Trends, Issues and Policies* (Development Papers No. 6), バンコク, ESCAP, 1987年, 203ページ。
- (11) Abella, Manolo I., "Manpower Movements in the Asian Region," 国連大学主催

- 第2回日本・ASEAN フォーラム「東アジアにおける国際労働移動」(1990年9月26~27日)に提出された論文、3ページ。
- (12) 南 亮進『日本の経済発展』東洋経済新報社、1981年、234~244ページ、Kを参照。
- (13) Abella, 前掲論文、19~22ページ。
- (14) 同上論文、9~12ページ。
- (15) 同上論文、11ページ。原資料は *Straits Times*, 1990年7月23日、数字の信頼性に問題があるかもしれない。
- (16) Serow, William J.; Charles B. Nam; David F. Sly; Robert H. Weller, *Handbook on International Migration*, ニューヨーク, Greenwood Press, 1990年、266ページ。
- (17) 同上書、267および285ページ。
- (18) アジアクラブ『アジア諸国労働者移動調査報告書』アジア経済研究所、1991年、11、40ページ。
- (19) Caldwell, John C., *African Rural-Urban Migration: The Movement to Ghana's Towns*, ニューヨーク, Columbia University Press, 1969年、第3章を参照。
- (20) 集団強盗事件の主犯として東京地裁で裁判を受けているパキスタン人被告が「尊敬する裁判長様、私にパキスタンの店で缶詰を買う許可を下さい。犯罪者も人間です。だから、人間扱いしてくれるようにして下さい」という要旨のウルドゥー語の手紙を書いた(『朝日新聞』1992年2月9日朝刊)。
- (21) International Labour Organization (ILO), *Agenda for Policy: Asian Migration Project*, バンコク, ILO, 1988年、67ページ。
- (22) 矢内原、前掲論文を参照。
- (23) ESCAP, 前掲論文、85ページ。
- (24) 同上論文、203ページ。
- (25) 同上論文、70ページ。
- (26) 矢内原、前掲論文、132~133ページ。
- (27) Kindleberger, Charles P., *Europe's Postwar Growth: The Role of Labor Supply*, ケンブリッジ, Harvard University Press, 1967年、3ページ。
- (28) "La mésaventure d'une famille d'immigrés en Lorraine," *Le Monde*, 1971年12月14日。この文はフランス語の教科書—*Interlignes : Ressources et développement*, パリ, Librairie Marcel Didier, 1975年、14~15ページ、に掲載されているから、外国人労働者の問題は当時すでにフランス人の関心の的であったわけである。
- (29) 林 瑞枝「E C諸国に職を求めて」(中岡三益編『難民 移民 出稼ぎ』東洋経

- 済新報社, 1991年) 136ページ。
- (30) 山本繁綽「外国人労働者の受入れ問題をめぐって——その経済学的分析の有効性一」(『世界経済評論』第35巻第12号, 1991年12月) 8~15ページ。
- (31) 同上論文。
- (32) 後藤純一『外国人労働の経済学:国際貿易論からのアプローチ』東洋経済新報社, 1990年。
- (33) 山本繁綽「外国人労働者導入問題の経済分析——1つの不法就労者モデル」(『(関西大学) 経済論集』第38巻第5号, 1989年1月) 53~64ページ。
- (34) 中岡, 前掲書, 24ページ。